

契約書（案）

- 1 事業の名称 千葉県庁 Teams 電話導入事業
- 2 契約期間 契約日から令和9年3月31日まで
- 3 利用期間 令和8年11月1日から令和9年3月31日まで
- 4 サービス提供料金
- (1) 初期費用 金●●●●●●●●円 (●●●●●●●●円)
- (2) 月額費用 金●●●●●●●●円 (●●●●●●●●円)
- (3) 設定変更工事費 金●●●●●●●●円 (●●●●●●●●円)
- () 内消費税及び地方消費税相当額
- 5 契約保証金 千葉県財務規則第99条の規定による

上記の業務について、発注者千葉県（以下「甲」という。）と受注者●●●●（以下「乙」という。）とは、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(A) 本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

(B) 本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を採用する場合、(B) は電子契約を採用する場合に使用する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 所在地 千葉市中央区市場町1番1号

名 称 千葉県

千葉県知事 熊谷 俊 人

受注者（乙） 所在地

名 称

契 約 条 項

(契約の趣旨)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）中に甲に提供し、甲は、履行が完了した提供期間に係る費用を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する業務を提供させるため、業務に関する指示を乙又は乙の主任作業員（第4条に定める主任作業員をいう。以下同じ。）に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の主任作業員は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を提供するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 乙は、業務の提供のために導入した機器及びソフトウェアの稼働、保守については、物品の製造のいかんにかかわらず、乙が最終責任を負うこと。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(契約金額)

- 第2条 サービス提供料金は、頭書記載のとおりとする。
- 2 サービス提供期間に、1か月未満の端数が生じたときは、当該月に係るサービス提供料金は1か月を30日として日割計算により算定した額とする。計算後のサービス提供料金に1円未満の端数を生じたときは、端数を切り捨てるものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第3条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務主任技術者)

第4条 乙は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者（当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者。）を定め、甲に通知するものとする。

2 乙が本業務の業務主任技術者を変更するには、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(業務主任技術者及び作業員等に対する措置請求)

第5条 甲は、業務主任技術者又は乙の使用人若しくは第13条第2項の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、甲がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(業務実施計画書)

第6条 乙は、契約締結後直ちに契約図書等に記載された事項を満たす業務実施計画書を作成し、甲に提出しなければならない。この場合において、乙は履行期間内の各月における業務の内容、業務の成果（以下「成果物」という。）を業務実施計画書に明示するものとする。

2 甲は、業務実施計画書を遅滞なく審査し、不相当と認められる場合は、乙と協議するものとする。

(業務に関する調査及び報告義務等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは乙に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

2 乙は、本業務の遂行に支障を生ずるおそれのある事故の発生を知ったときは、ただちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出するものとする。

(作業手順)

第8条 乙は、個々の作業の前に作業内容、作業時間、担当作業担当者、影響範囲、停止時間、確認方法、障害時の復旧手段について甲に提出し承諾を得るものとする。

2 乙は、作業に伴い影響をうける関係者に対し、甲とともに事前に説明し作業日程等の調整を行うものとする。

3 乙は、作業に当たり必要となる作業届の提出等の手続き（作業届の提出等）を行うものとする。

4 乙は、変更箇所等について、構成管理台帳及び該当する設計図書等への整備反映を行うものとする。またその際には変更履歴が分かるようにするものとする。

5 乙は、個々の作業完了後速やかに作業報告書を提出するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。以下次条において同じ。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密保持)

第10条 乙は、業務の提供に伴い、甲が所有する情報について、事前に甲の書面による承諾を得ることなしに、第三者への開示または洩らしてはならないものとし、また本契約以外の目的のために、機密情報を使用又は流用してはならない。

- 2 乙は、業務の提供に伴い得た機密情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ他の情報と区別して厳重に保管し、本契約を履行するため必要最小限の自己の役員及び従業員以外に機密情報を開示してはならない。
- 3 乙の指揮監督下において、甲が保有する情報の流出が発生した場合は、乙が流出を発見した場合は発見日から、乙以外により情報流出の事実が発覚した場合は情報流出日から起算し、乙が作成する再発防止策について甲の承諾を得るまでの期間が属する月のサービス提供料金について全額減額措置を行う。
- 4 前項による減額措置を行った場合においても、第25条又は第26条に記載する措置については別途行うことができるものとする。

(個人情報保護)

第11条 乙は、この契約による事務処理を行うための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第12条 乙は、この契約による事務処理を行うにあたっては、「千葉県情報セキュリティ基本方針」及び「千葉県情報セキュリティ対策基準」を遵守しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第13条 乙は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が保有するデータを扱わないなどの軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(成果品の帰属)

第14条 乙は、成果品の著作権を著作権法第27条及び第28条の規定による権利も含めて甲に無償譲渡するものとする。当該成果品を乙が利用する場合は、甲の承諾を得るものとする。

- 2 乙は成果品に関する著作権者人格権を行使するときは、甲の承諾を得るものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、成果品に乙が既に著作権を保有しているもの（以下「乙著作物」という。）が組み込まれている場合、当該乙著作物の著作権は、なお、乙に帰属するものとする。この場合に、乙は甲に対し、甲が業務を遂行するために成果物を自由に利用することを無償で許諾するものとする。

（特許権等の使用）

第15条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（作業環境の提供）

第16条 業務の提供を実施する上で必要となる機器等で、現に甲が所有するもの以外（業務上使用する各種消耗品等）は、乙において準備することとし、その所要経費は、本契約額に含まれるものとする。

- 2 業務を実施する上で必要となる庁舎建物の一部については、甲が無償で使用させるものとする。また、この場合の光熱費等は、甲が負担する。
- 3 乙は、提供を受けた作業環境については、業務以外の目的に使用してはならない。

（県庁舎等への入退庁について）

第17条 乙は、県庁舎等への入退庁に際し、庁舎管理規則に従うものとする。

- 2 乙は、甲の電子計算機室等で業務に従事する必要がある場合は、別途提示する様式により作業者を届けなければならない。また、乙の作業者に変更があった場合も同様とする。
- 3 乙の作業者は、常に身分証明書を携帯するものとする。また電子計算機室等で業務に従事する場合は本人顔写真付きの名札を常に着用するものとする。

(消耗品の使用)

第18条 本契約により乙が提供する消耗品以外で、甲が使用する消耗品については、乙が示した規格に合致した製品を使用するものとする。

2 乙は、業務の提供のために必要な消耗品について、6ヶ月以内に必要となる消耗品の規格及び数量を甲に書面をもって提出するものとする。

(条件変更等)

第19条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 仕様書に誤謬又は脱漏があること

(3) 仕様書の表示が明確でないこと

(4) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること

(5) 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第20条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下本条及び第23条において「仕様書等」という。）の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(期限の延長)

第21条 乙は、その責めに帰することができない理由により、業務実施計画書に明示した業務や成果物を期限内に完了及び完成することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(業務の中止)

第22条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第23条 乙は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、契約期間又は契約金額を変更しなければならない。

(契約金額の変更方法等)

第24条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第25条 契約期間中に、業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項に定める経費以外の損害賠償に関する負担については、甲乙協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第26条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適當であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前二項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約金額の変更に代える仕様書の変更)

第27条 甲は、第15条、第19条から第20条まで、第22条から第25条までの規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合におい

て、仕様書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(履行遅滞における延滞金)

第28条 乙の責に帰する理由により履行期限までに業務が完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認められたときは、甲は延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は、サービス提供料金に対して延長日数に応じ、この契約締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

(検査及び引渡し)

第29条 乙は、各月における業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から10日以内に報告内容について検査を行い、検査結果を乙に通知する。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については前項を準用する。
- 4 乙は、各月の業務において、甲から検査合格の通知を受領した日に、当該成果物を甲に引き渡したものとする。

(支払)

第30条 甲が乙に支払うサービス提供料金の支払いは月払いとする。

- 2 各月のサービス提供料金は、各月に係る利用アカウント数又は利用外線番号数に応じた月額利用料とし、契約初月のサービス提供料金のみ利用アカウント数又は利用外線番号数に応じた月額利用料に電話環境構築費用を加えた額とする。
- 3 乙は、前条の規定における検査に合格したときは、甲に対して、毎月末日をもって当該サービス提供期間に係るサービス提供料金を請求することができる。
- 4 甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。
- 5 甲が自己の責に帰すべき事由により乙への支払いを遅延したときは、乙は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
- 6 サービス提供期間に、1か月未満の端数が生じたときは、第1項に規定するサービス提供料金は1か月を30日として日割り計算により算定した額とする。
- 7 契約期間に定めたサービス提供期間を支払いの対象とする。

（催告による解除）

第31条 乙の一方がその債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（催告によらない解除）

第32条 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。

- (6) 債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
- (7) 検査に際し、方法を問わず乙が甲の職務執行を妨げたとき。
- (8) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があるとき。
- (9) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。
- (10) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。
- (11) 本契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (12) その他乙が本契約に違反したとき。
- (13) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の解除権)

第33条 第31条及び第32条に定めるもののほか、甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により期間内にサービス提供の履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(甲の都合による解除)

第34条 甲は、契約期間が満了するまでの間は、前条第1項及び第2項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第35条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

第36条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を提供した部分があると認めるときは、既提供部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既提供部分に相応する契約金額を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する支払い金額は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(解除に伴う措置)

第37条 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第33条によるときは甲が定め、第34条又は第35条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(追完請求)

第38条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、甲は、乙に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

(代金減額請求)

第39条 甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、乙が前条の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、その不適合の程度に応じてサービス提供料金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は、甲乙の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(賠償金等の徴収)

第40条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払いの日まで、この契約の締結時点における千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第120条第1項に規定する違約金の率で計算した額と、甲の支払うべきサービス提供料金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第120条第1項に規定する違約金の率で計算した額の延滞金を徴収する。

3 前二項に規定する違約金等の率は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの率とする。

(機器の変更改造)

第41条 甲は、業務の提供に係る機器の一部を変更若しくは改造し又は機器に他の機械器具を取り付ける必要が生じたときは、書面をもって乙の承諾を得るものとする。

2 乙は、業務を安定して提供するために、機器の一部を変更若しくは改造し又は機器に他の機械器具を取り付ける必要が生じたときは、その必要性及び影響範囲について、書面をもって甲の承諾を得るものとする。

(機器等の撤去)

第42条 乙は、サービス提供期間が満了した場合は、導入機器の撤去を行うこと。なお、契約期間変更、解約又は仕様変更等により機器等が不要になった場合においても同様とする。

2 乙は、機器等に搭載される記憶装置等を撤去するときは、撤去する記憶装置に記憶されている電子情報の読み出しが不可能となるように全ての電子データ等を消去の上、復元不可能な状態にする措置を実施すること。

3 前二項による撤去にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(契約終了後の現状復旧)

第43条 契約終了後、乙は、甲の指示に従い、元のシステムの状態に復旧するための措置に協力するものとする。

(履行体制の調査等)

第44条 甲は、必要と認めるときは乙の履行体制につき調査し、又は報告を求めることができる。

2 乙は、業務の提供に支障を生じる恐れのある事故の発生を知ったときは、ただちにその旨を甲に報告し、速やかに書面により詳細な報告並びに今後の対策案を提出するものとする。

(談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項)

第45条 乙に談合その他不正行為があったときは、別記2「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」によるものとする。

(データ保護)

第46条 乙は、データの取り扱いについて、別記3「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を守らなければならない。

(紛争等の解決)

第47条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の所在地を管轄する千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(目的外使用の禁止)

第48条 乙は、この契約の履行による業務の内容を他の用途に使用してはならない。この契約が終了し又は解約された後においても同様とする。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第49条 乙は、この契約に必要な原票、データ及び契約目的物を、甲に無断で複写、複製してはならない。

(グリーン購入法対応)

第50条 乙は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）」第10条の規定により定めた「千葉県環境配慮物品調達方針」の対象物品の使用を推進するものとする。

(補則)

第51条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。